

命 令 書

申立人 総評全国一般労働組合熊本地方本部

被申立人 英運輸興業株式会社

主 文

申立人の申立ては、これを棄却する。

理 由

第1 認定した事実

1 当事者について

(1) 申立人総評全国一般労働組合熊本地方本部（以下「組合」という。）は、肩書地に事務所をおき、昭和44年9月14日設立されたものであって、本件申立時における組合員数は820人、代表者は執行局員のA1である。そして、被申立人英運輸興業株式会社には同組合の英運輸興業分会（以下「分会」という。）がある。

(2) 被申立人英運輸興業株式会社（以下「会社」という。）は、肩書地（本件申立時には宇土市境目町300番地）に所在し、主として貨物自動車運送事業等を営むものであり、代表者は代表取締役のB1（以下「B1社長」という。）である。

2 昭和55年夏季一時金等をめぐる組合の行動について

(1) 組合は、昭和55年6月11日付けで、下記の要求事項を記載した要求書を会社に提出した。

記

1 夏季一時金について

(1) 要求額 45万円

(2) 支給日 7月10日まで

2 その他

特別休暇について

私傷病休暇について休業補償を行うこと

上記要求について第1回団交は、会社の親会社である熊本共英工業株式会社（以下「熊本共英工業」という。）が夏季一時金42万円の回答を行った後の同年6月30日に開かれ、会社からほぼ前年並みである32万円の回答がなされた。この会社回答に対して、組合は、賃金にしろ一時金にしろ親会社の9割程度というのがこれまでの慣行ではなかったかと主張したが、それについてB1社長は、熊本共英工業の夏季一時金は思いがけない金額で、うちとしてはそんなに出せない旨述べた。組合は、会社回答と社長発言に反発して団交の打切りを宣言し、第1回団交は約30分で決裂した。その直後、団交決裂の事態を收拾するため、会社側からB1社長、B2常務取締役（以下「B2常務」という。）及びB3総務課長（以下「B3課長」という。）、組合側からA2執行局員及びA3分会長と

の間に話し合いがもたれ、翌7月1日に再び団交を開くこととなった。

- (2) 同年7月1日午前8時半頃から第2回団交が開かれた。冒頭、B1社長は、組合が今後トレーラ問題や過積載問題について監督官庁に対する告発を止めるならば、上積みの回答をしてもよいという趣旨の申し出を行った。組合は、トレーラ問題や過積載問題は法令に違反することなので、告発しないと約束はできないとしてB1社長の申し出を断り、第2回団交は30分足らずで決裂した。

組合は、団交決裂後会社に申し入れて直ちに集会を開いた。集会では、即日、争議行為に入ることが決定され、組合は、下記内容を記載した争議通告書により会社に通告し、同日より休日労働及び時間外労働拒否の争議行為に入った。

#### 記

日 時	1980年7月1日より解決迄
方 法	休日及び時間外労働拒否 2 勤者時限スト 20:00~22:00迄 3 勤者時限スト 0.3~0.5迄
人 員	組合員全員
理 由	① 会社は、事前協議に関する協定書（S54・2・24）締結に違反し反省の色がない。 ② 夏季一時金についての金額提示の条件として法令違反条項の承認を前提とすることは受けいがたい。 ③ 夏季一時の回答額が低額にすぎる。

- (3) 上記事態解決のため同年7月4日団交が開かれた。その団交で会社と組合との間に次の内容の覚書が協定され、事態の解決をみた。

#### 覚 書

昭和55年7月4日会社と組合とは、次の事項について協定した。

##### 1 事務職員について

今般の採用予定者には該当者なく、次回あらためて組合と協議し採用する。

##### 2 昭和55年度夏季一時金について

(イ) 金額	370,000円	賞 与	275,000円		
	(満勤者平均)	協力金	85,000円		
		燈明料	10,000円		
(ロ) 配分	一律350,000円 (但し、中採、長欠者を除く)				
出勤率	A9,000	勤続	A10,000	年令	A10,000
	B7,000		B 7,000		B 7,000
	C3,000		C 3,000		C 3,000

(ハ) 支給日 昭和55年7月15日までに支給する。

但し、350,000円(7/11予定)、20,000円(8月盆前)とする。

##### 3 8月13日を今年度に限り盆休(有給)とする。

##### 3 英運輸興業従業員労働組合の結成について

- (1) 同年7月19日ごろ、英運輸興業従業員労働組合(以下「英従労」という。)が結成された。

(2) 同年7月21日、C 1 というオルグが会社事務所2階の事務室を訪れた。C 1 オルグは、C 2 財務・経理係長（以下「C 2 係長」という。）とともに、B 1 社長とB 2 常務にC 2 係長を組合長とする英従労を結成した旨の通知を行い、組合員名を付記した英従労結成通知書を渡した。

#### 4 C 2 係長の職務内容・地位と執務場所について

(1) C 2 係長の職務内容は、売上げや経費の伝票を取りまとめること、それに伴う手形の授受や現金の出納を行うこと、そのほか決算や月毎の収支を行うというものであり、C 2 係長は、それらの職務を通じて経理全般についての計数を知ることができる。しかし、その職務内容は、既成事項についての事務の処理であり、当該事項の決定権限をもつものではない。

(2) ところで、B 1 社長が社長に就任した昭和51年当時には、総務部長が在職し、C 2 係長とB 1 社長との間であって経理関係を担当していた。しかし、総務部長が定年で退職した後は、人員節減のため総務部長の後任を置かずにB 1 社長が、それまで総務部長が担当していた経理関係を引継いだ。そこで、C 2 係長は、経理についてB 1 社長の直属ということになったが、その職務内容は、総務部長が在職していた時とほとんど変わらなかった。

(3) C 2 係長は、会社側のメンバーとして団交に出席したことはなく、また、会社の重要事項が諮られる役員会に出席することもない。役員会には、通常B 1 社長、B 2 常務、熊本共英工業からの役員、それに取締役ではないがB 4 業務部長及び書記役としてB 3 課長が出席する。会社資金の借入れなどは役員が決定し、それに必要な会社の銀行印や実印の管理、押印はB 1 社長が行い、それ以外の業務に必要な印鑑の管理、押印はB 2 常務が行っている。

なお、人事、労務に関する担当はB 2 常務である。

(4) C 2 係長は、B 1 社長、B 2 常務、財務・経理係員のC 3 及び備車関係会社の従業員であるC 4 と同室で執務している。

## 第2 判断

組合は、会社は分会の組合活動を嫌悪するあまり、C 2 係長をして、会社主導のもと、その意に基づいて、組合に対抗する英従労を発足させた。また、英従労結成に中心的役割を果たしたC 2 係長は、B 1 社長直属で労働組合法第2条ただし書第1号にいう会社の利益代表者に該当し、会社は同係長が英従労の組合長として活動しているにもかかわらずこれを容認している、これらの行為は、いずれも組合に対する支配介入であり、労働組合法第7条第3号に該当する不当労働行為であると主張する。

これに対して、会社は、英従労の結成に会社が関与した事実はない、また、C 2 係長の職務はどこの運送会社においても通常分掌する一般的経理事務の処理に尽き、人事、労務に関する責任ある地位とは無関係であるので、同係長は労働組合法第2条ただし書第1号にいう会社の利益代表者には該当しないと主張する。

よって、以下判断する。

1 先ず、C 2 係長が労働組合法第2条ただし書第1号にいう会社の利益代表者に該当するか否かについて判断する。

(1) C 2 係長は、経理についてB 1 社長の直属になっているが、これは総務部長の定年退

職後、人員節減のためその後任を置かなかったこと〔第1-4-(2)〕で、B1社長とC2係長との間に位置する者がいなくなったためである。しかし、直属とはなっても、それまで総務部長が担当していた経理関係はB1社長が引継いだので、C2係長の職務内容は、ほとんど変らなかった。〔第1-4-(2)〕

(2) C2係長の職務内容は、売上げや経費の伝票を取りまとめること、それに伴う手形の授受や現金の出納を行うこと、そのほか決算や月毎の収支を行うというものであり、C2係長は、それらの職務を通じて経理全般の計数について知ることはできる。しかし、その職務内容は、既成事項についての事務の処理であり、当該事項の決定権限をもつものではない。〔第1-4-(1)〕また、上記(1)のようにその職務内容が総務部長在職当時からほとんど変わっていないこと、更に、〔第1-4-(3)〕で認定したように会社資金の借入れなどは役員が決定し、それに必要な銀行印や実印の管理、押印はB1社長が行い、それ以外の業務に必要な印鑑の管理、押印はB2常務が行っていることなどをあわせて考えると、C2係長は、経理事務に携わる者が通常行うような職務に従事しているに過ぎないと認められる。

(3) C2係長は会社側のメンバーとして団交に出席したことはなく、また、会社の重要事項が諮られる役員会に出席することもない。〔第1-4-(3)〕

なお、役員会には取締役でないB4業務部長や書記役としてB3総務課長は出席している。〔第1-4-(3)〕

(4) 会社の人事、労務担当はB2常務であり〔第1-4-(3)〕、C2係長がそれに関与しているとの疎明はない。

以上(1)~(4)までの諸事実を考えあわせると、C2係長が労働組合法第2条ただし書第1号にいう会社の利益代表者に該当するとは認め難い。

2 次に、英従労の結成にあたり、C2係長が会社の意を受けたか否かについて判断する。

(1) 昭和55年夏季一時金等に関する組合と会社の団交は、同年6月30日及び同年7月1日の2回行われたが、いずれも短時間で決裂した。〔第1-2-(1)、(2)〕組合は同年7月1日の団交決裂後、即日、休日労働及び時間外労働拒否の争議行為に入ったが、かかる事態を解決するため開かれた同年7月4日の団交で覚書の協定がなされたことにより、同日事態の解決をみた。〔第1-2-(2)、(3)〕

(2) 同年7月19日頃、英従労が結成された。〔第1-3-(1)〕

(3) 同年7月21日、C1オルグとC2係長は、B1社長とB2常務に英従労結成の通知を行うとともに、組合員名を付記した英従労結成通知書を渡した。〔第1-3-(2)〕

(4) C2係長は、B1社長、B2常務、財務・経理係員のC3及び傭車関係会社の従業員であるC4と同室で執務している。〔第1-4-(4)〕

以上(1)~(4)の諸事実を以てしては、英従労の結成にあたってC2係長が会社の意を受けたとは認め難い。

以上1、2で述べたことを総合すると、C2係長は労働組合法第2条ただし書第1号にいう会社の利益代表者に該当せず、また、英従労結成にあたりC2係長が会社の意を受けたとは認め難く、組合の主張は採用することができない。

### 第3 法律上の根拠

上記のとおりであるから、申立人の申立ては、理由がなくこれを棄却する。

よって、当委員会は、労働組合法第27条及び労働委員会規則第43条により主文のとおり命令する。

昭和58年2月7日

熊本県地方労働委員会  
会長 西 辻 孝 吉